

簡易計算表

(住民税非課税相当判定用)

収入

控除・経費

所得

A

B

C

←38万円以下の場合
住民税非課税相当

※38万円超の場合「C.所得について」を確認！
住民税非課税相当になる可能性があります。

A.収入について

※収入計算は①②どちらか選択できます

① R4年の年収で判定する

給与収入・年金収入の方

・源泉徴収票の「支払金額」をAに記入

個人事業の方

・収支内訳書の収入金額をAに記入

② 任意の月収で判定する

収入	任意の1カ月の収入		
	給与	年金	事業

収入の合計額×12カ月 = 円

Aに記入

B.控除・経費について

給与収入・年金収入の方

・表より算出した控除額をBに記入

個人事業の方

・実際の経費をBに記入

(給与控除の計算表)

(年金控除の計算表)

給与収入額	控除額・計算式 (B)
～1,625,000円	550,000円
1,625,001円～1,800,000円	(収入金額)×0.4 - 100,000円
1,800,001円～3,600,000円	(収入金額)×0.3 + 80,000円
3,600,001円～6,600,000円	(収入金額)×0.2 + 440,000円
6,600,001円～8,500,000円	(収入金額)×0.1 + 1,100,000円
8,500,001円～	1,950,000円(上限)

年金収入額	控除額・計算式 (B)
～1,299,999円	600,000円
1,300,000円～4,099,999円	(収入金額)×0.75 - 275,000円
4,100,000円～7,699,999円	(収入金額)×0.85 - 685,000円
7,700,000円～9,999,999円	(収入金額)×0.95 - 1,455,000円
10,000,000円～	1,955,000円(上限)
～3,299,999円	1,100,000円
3,300,000円～4,099,999円	(収入金額)×0.75 - 275,000円
4,100,000円～7,699,999円	(収入金額)×0.85 - 685,000円
7,700,000円～9,999,999円	(収入金額)×0.95 - 1,455,000円
10,000,000円～	1,955,000円(上限)

C.所得について

38万円を超える方でも、
表の要件に当てはまれば、
住民税非課税相当
となります。

要件	合計所得 (C)
扶養者が1人いる	828,000 円以下
扶養者が2人いる	1,108,000 円以下
扶養者が3人いる	1,388,000 円以下
扶養者が4人以上いる	((扶養者数+1)×280,000) + 268,000 円以下
本人障害控除該当	1,350,000 円以下
寡婦・寡夫・ひとり親控除該当	
未成年者	

問い合わせ先 (受付時間 8:30～17:15) (土日祝を除く)

(申請の受付に関する事) 税務課 0952-37-0114
(給付金振込に関する事) 政策推進課 0952-37-0153

簡易計算表

(住民税非課税相当判定用)

記入例

収入

控除・経費

所得

A 1,320,000

B 550,000

C 770,000

←38万円以下の場合
住民税非課税相当

※38万円超の場合「C.所得について」を確認！
住民税非課税相当になる可能性があります。

A.収入について

※収入計算は①②どちらか選択できます

① R4年の年収で判定する

給与収入・年金収入の方

・源泉徴収票の「支払金額」をAに記入

個人事業の方

・収支内訳書の収入金額をAに記入

② 任意の月収で判定する

収入	任意の1カ月の収入		
	給与	年金	事業
	110,000		

収入の合計額×12カ月 = **1,320,000** 円
Aに記入

B.控除・経費について

③給与・年金収入の控除額や、事業収入の経費を算出し、上部のB欄に転記する。

(年金控除の計算表)

給与収入・年金収入の方

・表より算出した控除額をBに記入

個人事業の方

・実際の経費をBに記入

(給与控除の計算表)

給与収入額	控除額・計算式 (B)
～1,625,000円	550,000円
1,625,001円～1,800,000円	(収入金額)×0.4 - 100,000円
1,800,001円～3,600,000円	(収入金額)×0.3 + 80,000円
3,600,001円～6,600,000円	(収入金額)×0.2 + 440,000円
6,600,001円～8,500,000円	(収入金額)×0.1 + 1,100,000円
8,500,001円～	1,950,000円(上限)

年齢	年金収入額	控除額・計算式 (B)
	65歳未満	～1,299,999円
1,300,000円～4,099,999円		(収入金額)×0.75 - 275,000円
4,100,000円～7,699,999円		(収入金額)×0.85 - 685,000円
7,700,000円～9,999,999円		(収入金額)×0.95 - 1,455,000円
65歳以上	10,000,000円～	1,955,000円(上限)
	～3,299,999円	1,100,000円
	3,300,000円～4,099,999円	(収入金額)×0.75 - 275,000円
	4,100,000円～7,699,999円	(収入金額)×0.85 - 685,000円
70歳以上	7,700,000円～9,999,999円	(収入金額)×0.95 - 1,455,000円
	10,000,000円～	1,955,000円(上限)

C.所得について

38万円を超える方でも、
表の要件に当てはまれば、
住民税非課税相当
となります。

④住民税非課税相当所得額 (扶養者が0人の場合は、380,000円)

要件	合計所得 (C)
扶養者が1人いる	828,000 円以下
扶養者が2人いる	1,108,000 円以下
扶養者が3人いる	1,388,000 円以下
扶養者が4人以上いる	((扶養者数+1)×280,000) + 268,000 円以下
本人障害控除該当	1,350,000 円以下
寡婦・寡夫・ひとり親控除該当	
未成年者	

問い合わせ先 (受付時間 8:30～17:15) (土日祝を除く)

(申請の受付に関する事) 税務課 0952-37-0114
(給付金振込に関する事) 政策推進課 0952-37-0153